

平成 24 年度政策評価実施計画に係る検討事項（案）

平成 24 年 3 月
内閣府大臣官房政策評価広報課

1. 実施計画の変更ルール of 整理について

○突発的な事案が生じた際、合理的な理由がある場合には政策評価の関連作業を中断するなど、実施計画の変更に関するルールを整理してはどうか。

- ・実施計画に定めた対象業務の評価について、事前に設定した測定指標による評価が困難となった場合、説明責任を確保するため、測定指標による評価が困難になった理由を説明し、代替的な方法により評価を行うことでよいか。

2. 実施計画における事前分析表の位置づけについて

○事前分析表については変更可能性の高い部分も含まれることから、政策評価実施計画には掲載せず、切り離して公表することも検討してはどうか。

- ・実施計画には、達成すべき目標設定の考え方や測定指標の根拠を明記することが望ましいと考える。ただし、事後評価までの間、補正予算等の状況の変化にあわせて実施計画を改正することでよいか。

3. 分析内容の深掘りの可能性について

○評価書の標準的な様式では十分な説明責任を果たせない政策や、一層の分析が必要な政策については、説明責任を果たす観点から、分析内容の深掘りの検討が必要ではないか。

- ・評価書については、標準的な様式であっても、分析内容の深掘りによる充実を図りたい。そのため、昨年 11 月の平成 23 年度事前分析表の作成時に、分析内容の充実させる観点からのご指摘事項の反映や、事前分析表ではなく評価書の作成に反映させることにしたご指摘事項に対応することにより、評価書の一層の充実を図っていくことでよいか。

4. 中長期計画・大綱の政策評価について

○中長期計画・大綱の政策評価については、実績評価方式よりも総合評価方式の方が適しているのではないか。

- ・第3次政策評価基本計画（平成20～22年度）より、中長期計画・大綱の政策評価については、各部局で実施しているフォローアップの管理（進捗状況の確認）という形で施策の評価を行っている。中長期計画・大綱の終了・改定時には、評価書の参考資料として、各部局で行ったフォローアップ（どのような手段でどのような内容を総括したか）を添付することにしてはどうか。

評価書等の標準化をめぐって

南島和久

本年度の総務省提示の評価書等の標準化についてはあくまでも「試行的取組」とのことであるので、これに絡み検討しておくべき論点等について確認したい。ポイントは以下の3点であり、ここには内閣府として検討すべきもののほか、総務省との調整が必要なものなども含まれる。

1. 事後評価実施計画の変更手続き

2011年度は年度末の3月11日に東日本大震災が発生し、政策評価の関連作業中のものについて原子力や防災関連の部分での変更をすべきかどうかという点がひとつの論点として浮かび上がってきた。この点について、合理的な理由がある場合には作業を中断したり、本来公表すべきものについても公表しないことなどの対応をしたりすることがあってもよいのではないかと思われる。

とくに実施計画の変更に関するルールについては、昨年度来の経験をふまえ、府内でも整理しておいてもよいのではないだろうか。

2. 事前分析表の位置づけ等

事前分析表をどこまで事後評価実施計画に掲載するかという点は、今回の試行的取組のなかでも検討を要する論点と考える。

事後評価実施計画は評価法第7条第3項において、「行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更した時は、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。」と定められている。このことにより事後評価実施計画に事前分析表を掲載した場合、指標やその説明について変更する可能性が生じたとき、大臣決裁、総務大臣への通知という手続きを要することとなる。

本来、事後評価実施計画は7条1項にあるように、「行政機関の長」が定める計画であり、形式的には大臣から行政機関に対する命令である。したがって、事前分析表はこの命令に含まれるのか、それとも命令を受けて各担当部局が設定するマネジメントのツールなのかという点は、事後評価実施計画に事前分析表のどこまでを掲載するかという論点とともに整理が必要ではないかと思われるところである。

具体的には事前分析表については変更可能性の高い部分も含まれることから、事後評価実施計画に掲載せず、切り離して公表することも検討してはどうだろうか。

3. 分析内容の深掘りの可能性について

事前分析表や評価書の標準様式については、評価書の標準化や行政事業レビューとの連携を念頭に置いた全政府的な取り組みであることから基本的に大幅なカスタマイズについては強く念頭に置かれていないものと思われる。また、内閣府においては

従来の評価書に比べ相当程度の簡素化になることから、標準的な様式等では十分な説明責任を果たせない政策や、いっそうの分析が必要な政策についての説明責任について懸念される。この点の取り扱いをどのように考えるということについても、上記二点とあわせ、検討が必要ではないだろうか。

以上